

銚子市地域雇用創造協議会セミナー周知用チラシ原稿作成業務プロポーザル応募要領

1 趣旨

銚子市地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）では、厚生労働省から実践型地域雇用創造事業の委託を受け、銚子の魅力を高める健康旅行や健康商品を開発し、そのノウハウや販路を地域の事業主などに提供するほか、求職者や事業主を対象としたセミナーを通じて、地域産業の活性化と新規雇用の創出を目指しています。

地域雇用創造協議会セミナー周知用チラシ原稿作成業務は、協議会が開催する事業主や求職者を対象としたセミナーについて効果的にPRすることのできるチラシ原稿の作成について業務委託するものです。

この要領は、地域雇用創造協議会セミナー周知用チラシ原稿作成業務の受託候補者を決定するための、プロポーザル方式による応募について内容を定めたものです。

なお、当該業務の契約期間は平成28年3月上旬から平成29年2月28日までであることから、契約にあたっては平成27年度契約分と平成28年度契約分とに分けて契約するものとします。

2 業務の概要

(1) 業務名

セミナー周知用チラシ原稿作成業務

(2) 業務内容

① 作成するチラシの種類

業務の受託者には、以下のセミナー周知用チラシ原稿を作成していただきます。

契約年度	区分	セミナー名	作成する原稿の数
平成27年度契約分	事業主向け	事業主向け全体版	1
		心と身体の健康づくりセミナー	1
		プロモーション力向上セミナー	1
	求職者向け	求職者向け全体版	1
		ビジネス力向上セミナー	1
		健康マイスター養成セミナー（運動療法講座）	1
		健康マイスター養成セミナー（心の健康を保つための精神コントロール講座）	1
	小 計	7	

平成28年度契約分	事業主向け	事業主向け全体版	1
		地域資源を活用した集客力アップセミナー	3
		心と身体の健康づくりセミナー	2
		プロモーション力向上セミナー	3
		職場力向上セミナー	2
		誰にでも優しいおもてなしセミナー	2
	求職者向け	求職者向け全体版	1
		創業マネジメントセミナー	2
		ビジネス力向上セミナー	3
		健康マイスター養成セミナー（食事療法講座）	2
		健康マイスター養成セミナー（運動療法講座）	1
		健康マイスター養成セミナー（心の健康を保つための精神コントロール講座）	1
		誰にでも優しいコミュニケーション力向上セミナー	2
	小 計	25	
	合 計	32	

② 仕様

- ・この要領でいう「チラシ原稿作成」とは、セミナー周知用チラシ等の企画、ディレクション、コピーライティング、写真撮影、イラストレーションの作成、レイアウト、カンパ作成、データ作成など、印刷の原稿を作成するまでに必要なすべての作業及びPDF化作業を意味します。
- ・チラシ原稿作成にあたっては、セミナーの内容やチラシの色相等について遺漏のないよう、協議会並びに別途決定するセミナー業者及びチラシ印刷業者と綿密な連絡を行うこととします。
- ・作成するチラシ原稿は両面A4サイズ（表面カラー4色、裏面モノクロ1色）とします。
- ・成果品はPDF形式の電子ファイルとし、電子メールで納入することとします。
- ・本業務の履行にあたっては、全てのチラシを統一されたデザインテイストで制作することとします。

(3) 契約限度額

1, 216千円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限額とします。

内訳

平成27年度契約分：266千円（消費税及び地方消費税を除く。）

平成28年度契約分：950千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(4) 契約期間

【平成27年度契約分】

契約締結日の翌日（平成28年3月上旬）から平成28年3月31日まで

【平成28年度契約分】

平成28年4月1日から平成29年2月28日まで

(5) 補足事項

- ・委託料についてはチラシ原稿の作成実績に応じた随時払とします。
- ・各チラシの納入期限については、業務委託契約締結後に受託者と協議のうえ指定します。
- ・本件の平成28年度契約分に係る契約締結は、本事業における平成28年度予算が銚子市地域雇用創造協議会総会で承認されることを条件とします。

3 選考方法

本業務委託の希望者は、指定の様式を用いてご提案いただきます。その内容を当協議会プロポーザル審査委員会において評価し、最も優れた作成能力のある者を受託候補者として特定します。

4 申込方法等

(1) 申込資格

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- ② 経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できる者であること。
- ③ 過去1年以内にセミナー又は講演会のチラシを作成した実績があること。
- ④ 銚子市で行う打ち合わせ等に出席できる者

(2) 留意事項

- ① 他の業者等やデザイナー等の協力や援助を受けて業務を実施する場合には、企画提案書にその旨を明記してください。
- ② 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、申込者の負担とします。
- ③ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ④ 提案者から提出された書類の著作権は、提案者に帰属します。協議会が提案された書類の内容について使用する場合は、別途協議するものとします。

- ⑤ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書等を無効とします。
- ⑥ 受託候補者には契約後、協議会と協議のうえ業務計画書を提出していただきます。
- ⑦ 受託候補者の企画提案書等の内容は、必要に応じて契約書の特記仕様書に明記するものとします。

(3) 提出書類

- ① セミナー周知用チラシ原稿作成業務プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 企画提案書（様式第2号） 1部
- ③ セミナー周知用チラシの見本 5部
 - ・別添資料「審査用「創業マネジメントセミナー」チラシに掲載する内容」を参照のうえ、「創業マネジメントセミナー」の審査用のチラシ見本を提出すること。
 - ・提出する審査用チラシ見本は1種類とする。
- ④ セミナー周知用チラシ説明書（様式第3号） 1部
- ⑤ セミナー周知用チラシ原稿作成業務概算見積書（様式第4号） 1部
- ⑥ 作成実績表（様式第5号） 1部
 - ・過去1年間に作成したチラシ等の実績について記載すること。
 - ・社外のデザイナーやコピーライター（以下「予定デザイナー等」という。）を起用する場合には、予定デザイナー等が作成したチラシ等の実績についても併せて記載すること。
- ⑦ 本業務に参考となる申込者の実績で過去に作成したチラシ 1部（複数の種類を提出することも可。予定デザイナー等が過去に作成したチラシについても併せて提出すること）
- ⑧ 登記事項証明書（法人の場合） 1部
- ⑨ 代表者の身分証明書（法人以外の場合） 1部
- ⑩ 会社概要または会社概要が分かるパンフレット等（法人の場合） 1部
- ⑪ 業務体制表（様式第6号） 1部
- ⑫ 予定デザイナー等の履歴書又はポートフォリオ（予定デザイナーを起用する場合。任意様式） 1部
 - ・デザイナー又はコピーライターとして本件業務に携わる者の所属・保有資格等と、経歴・受賞歴・主要作品等を記載すること。

(4) 提出方法

申込書類は、持参又は郵送で提出してください。

(5) 申込期間

平成28年2月5日（金）から平成28年2月26日（金）まで（必着）
（午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日は除く。）

(6) 問合せ及び提出書類の送付先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1
銚子市地域雇用創造協議会事務局（銚子市産業観光部観光商工課）
電話 0479-24-8932
FAX 0479-25-0277
E-mail shorou@city.choshi.lg.jp

5 質問の受付

(1) 受付期限

平成28年2月19日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日は除く。）（必着）

(2) 提出方法

質問書（任意様式）に記入のうえ、提出してください。（郵便、FAX可）

(3) 質問に対する回答

質問に対しては、平成28年2月22日（月）までにファックスで回答します。ただし、共通的事項を含む場合は、協議会ホームページにおいて公表するものとします。

6 評価方法及び評価基準

(1) 提案内容の評価方法

提出された企画提案書等については、プロポーザル審査委員会において評価基準に基づき評価を行い受託候補者を特定します。評価結果については申込者に別途文書で通知します。

(2) 評価基準

①セミナーの内容を効果的に宣伝できる内容となっているか

- ・セミナーの内容が具体的に伝わる内容であること。
- ・セミナーを受講することで、どのようなメリットがあるのかが具体的にイメージできる内容であること。
- ・受講応募を促進するため、受講料や教材費が無料であることを目立つように記載するとともに、厚生労働省の委託事業であることを明示すること。

②協議会のPRにふさわしい内容であるか

- ・地域の求職者や事業主に対して、協議会が掲げる「ちょうしがよくなるまちちょうし」という理念を効果的に伝えることのできる独自性のあるデザインであること。
- ・デザインには必ず「銚子市地域雇用創造協議会」の名称と協議会指定のロゴを記載すること。

- ③セミナー開催事務の進捗状況に合わせた迅速で確実な業務の履行が可能であるか
- ・セミナーの詳細（セミナーの講師、日程、会場）については、平成28年3月以降において別途契約するセミナー業者との協議により決定されることから、迅速にチラシ原稿を作成することができること。
 - ・チラシ印刷は別途契約する印刷業者に発注するため、色相等に遺漏がないよう密接に連絡を行うことが可能であること。
 - ・過去に同種・類似業務等の実績があつて業務遂行能力があること。

7 成果物に関わる著作権の扱い

- (1) 今回の業務委託により作成される成果物の著作権は、すべて協議会に帰属します。
また、成果品を協議会で修正、2次利用する場合があります。
- (2) 業務の受託者は、協議会に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、協議会以外の第三者に譲渡しないこととします。
- (3) 業務の受託者は、当該チラシが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとします。
なお、当該チラシに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明して承諾を得るなど必要な手続を取った上で本プロポーザルに応募することとし、原著作物の著作者等と受託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにしてください。
- (4) 当該チラシ原稿のデザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これよつて生じる責任の一切は、受託者が負うこととし、場合によっては採用を取り消す場合があります。